平成23年度

事業報告書

自平成23年4月1日～至平成24年3月31日

ADR FINMAC
特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

目　次

平成23年度 事業報告

第1章　事業活動の概要

1．事業の成果……1
2．事業の実施に関する事項……1

第2章　業務に関する報告

1．総　括……4
2．指定紛争解決機関としての業務開始……4
3．当センターの業務の実施方法等……5
4．当センターの業務の基本方針及び重点項目……6
5．当センターにおいて実施した紛争解決等業務の動向……7
6．あっせん・苦情・相談の状況……10
7．苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上に向けた対応等……21

第3章　総会・理事会・委員会等に関する報告

1．総　会……24
2．理事会……24
3．運営審議委員会……25
4．あっせん委員候補者推薦委員会……26

平成23年度 財務報告

1．平成23年度会計財産目録……27
2．平成23年度貸借対照表……28
3．平成23年度収支計算書……29

平成23年度　役員・運営審議委員・ワーキング委員等

1．役　員……31
2．特別顧問……31
3．運営審議委員会……32
4．あっせん委員候補者推薦委員会……33
5．あっせん委員名簿……34

平成 23 年度 事業報告

第１章　事業活動の概要

１．事業の成果

当センターは、平成 22 年２月１日より、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の処理及び紛争解決のあっせん業務（以下「紛争解決等業務」という。）を開始して以来、引き続き、紛争解決等業務の円滑な実施と公正かつ中立的な立場で業務を遂行することに努めている。

なお、平成 23 年２月 15 日には金融商品取引法上の指定紛争解決機関としての指定を取得し、同年４月１日より指定紛争解決機関としての業務を開始した。

当センターは、紛争解決等業務のさらなるレベルアップを図るため、あっせん委員及び相談員向けの研修等を継続的に実施した。また、紛争の再発防止に資するため、事業者等のコンプライアンス態勢の構築・向上を目的とした各種研修へ当センター職員を講師として派遣するとともに、事業者等の社内研修資料の一助としてあっせん事例集等を公表した。

加えて、当センターの業務内容の社会的な認知度をより一層向上させるための周知、啓発活動を行った。

２．事業の実施に関する事項

⑴　特定非営利活動に係る事業

事業名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支決算書の事業費の金額（単位：千円）
① 金融商品取引業者等の業務に関する利用者からの相談に対応する事業	金融商品取引業者の業務及び当該業務に関する制度等について顧客からの相談に応じ、その疑義を解明する。	(A) 随時 (B) 東京都 中央区 大阪府 大阪市 (C) 18 名	(D)一般消費者 (E)6,626 人	247,793 千円 （①及び②）

事業名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支決算書の事業費の金額（単位：千円）
② 金融商品取引紛争に係る苦情解決及びあっせんを行う事業	顧客から申し出のあった金融商品取引業者の業務に関する苦情を相手方である事業者に取り次ぎ、その解決を図ること。 弁護士であるあっせん委員が、公正中立な立場で、金融商品取引業者と顧客の双方から事情を聴いて、話し合いによる紛争解決を図るあっせんを実施すること。	(A) 随時 (B) 東京都 中央区 大阪府 大阪市 上記以外に、「あっせん」については、都道府県庁所在地等50か所 (C) 当センター職員18名、委嘱弁護士36名	(D)一般消費者 (E)1,997人	
③ 金融商品取引紛争の解決事例の概要（当事者の秘密に関する事項を除く。）に関する事業者及び利用者への情報提供事業	相談、苦情処理、及びあっせんに関する統計、事例等の情報提供 イ．利用者一般へのインターネットによる情報提供 ロ．相手方対象事業者（当法人を利用する消費者の相手方になり得る事業者）への周知	(A) 随時 (B) 東京都 中央区 大阪府 大阪市 (C) 7名	(D) 一般消費者 (E) 左記の イ.は 不特定多数 ロ.は 延べ2,621社	23,873千円 （③及び④）

事 業 名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人 数	収支決算書の事業費の金額（単位：千円）
④ 前各号に掲げる事業に付随する一切の事業	当法人の事業内容のリーフレット等の広報活動資料の作成等	(A) 随 時 (B) 東京都 中央区 大阪府 大阪市 (C) ７名	(D) 一般消費者 (E) 不特定多数	

第２章　業務に関する報告

１．総 括

当センターは、金融商品取引に関して、より横断的かつ包括的な形で苦情・紛争解決サービスを提供する体制を構築し、投資者保護の充実に資する観点から、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の５つの金融商品取引業協会[1]（以下「５団体」という。）が連携・協力して設立された金融 ADR 機関である。

当センターは、これら５団体[2]が担う金融商品取引に係る紛争解決等業務に関し、業務の委託を受けて事業を行っている。

併せて、当センターは、これら５団体のいずれにも属さない第二種金融商品取引について、５団体が担う紛争解決等業務と同様に苦情・紛争解決サービスを提供し得る体制を構築し、いわゆる金融 ADR の隙間の解消を図る観点から、第二種金融商品取引業を行う事業者から個別に利用登録を受ける形で第二種金融商品取引業に係る紛争解決等業務も行っている（平成 24 年３月末現在、当センターに個別利用登録を行っている第二種金融商品取引業者数は 999 社。）。

なお、第二種金融商品取引業に係る紛争解決等業務については、金商法上の認定投資者保護団体として実施しており（平成 22 年１月 19 日付け認定取得）、５団体からの委託業務及び認定投資者保護団体として行う紛争解決等業務についても「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR 促進法）による認証を得て実施している（平成 22 年１月 22 日付け認証取得）。

２．指定紛争解決機関としての業務開始

改正金商法（平成 21 年法律第 58 号）において利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融 ADR 制度）が創設され、金融 ADR について法制面で整備されたことを踏まえ、当センターは、金商法に基づく指定紛争解決機関として、平成 23 年２月 15 日付けで同庁長官より指定紛争解決機関の指定を取得し、同年４月１日より、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関と

---

[1] ここでいう５つの金融商品取引業協会とは、①日本証券業協会、②社団法人投資信託協会、③社団法人日本証券投資顧問業協会、④一般社団法人金融先物取引業協会及び⑤社団法人日本商品投資販売業協会をいう（社団法人日本商品投資販売業協会は、平成 23 年 2 月 28 日付けで解散している。）。

[2] 現在、当センターが委託を受けている５団体とは、社団法人日本商品投資販売業協会を除いた４団体に加え、平成 23 年６月 30 日付けで金商法第 78 条第１項に規定する認定金融商品取引業協会としての認定を受け、同日付で紛争解決等業務を当センターに業務委託している一般社団法人第二種金融商品取引業協会である。

して紛争解決等業務[3]を開始した。当事業年度は、指定紛争解決機関として事業を開始した初年度であった。

当センターは、指定紛争解決機関として、中立的立場、かつ公正性・実効性確保という社会的要請を十分に踏まえ、引き続き、金融 ADR の質の充実、向上に取り組みつつ、利用者の信頼感・納得感をさらに一層高められるよう、業務に取り組んでいく所存である。

【金融ＡＤＲ機関である当センター（ＦＩＮＭＡＣ）の概要】

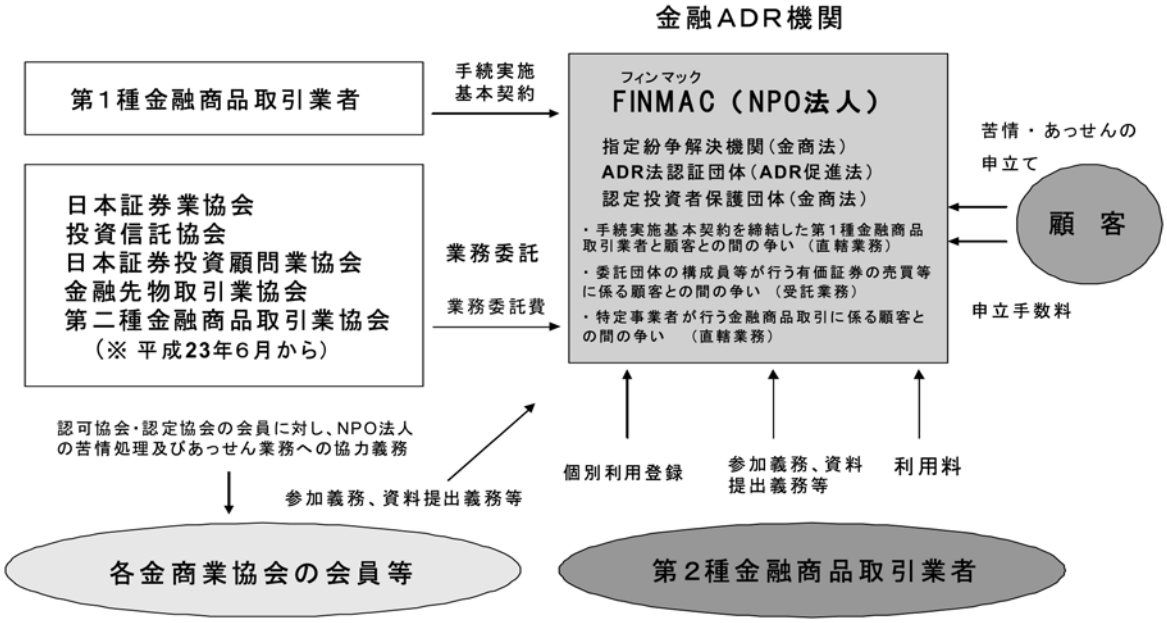

３．当センターの業務の実施方法等

当センターは、東京都内に本部を、大阪市内に従たる事務所を置き、全国ネットで幅広い金融商品の利用者及びその取引事業者を対象として、金融 ADR に関する業務を実施している。

具体的には、金融商品取引の利用者からの相談及び苦情への対応のため、金融商品取引に関して専門的な知識を持つ相談員を配置し、迅速な対応に努めるほか、紛争解決のあっせんについては、法律の専門家である弁護士をあっせん委員として選任し、利用者の利便性の向上にも配意して、全国の都道府県庁所在地等 50 か所で、公正・中立な立場でのあっせんを実施することとしている。

[3] 指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が特定第１種金融商品取引業務（金商法第 156 条の 38 第２項に規定する特定第１種金融商品取引業務）であるもの

【当センターの組織体制】

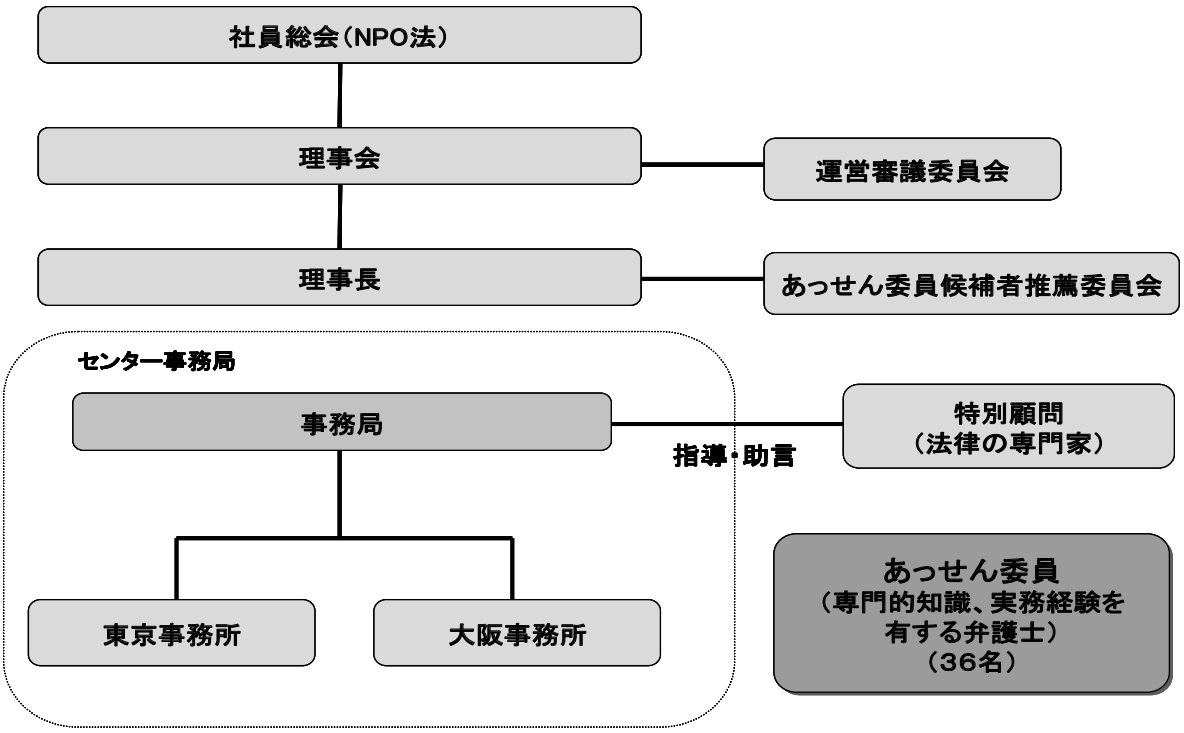

４．当センターの業務の基本方針及び重点項目

当センターは、金融商品取引業者等の業務等に関し、利用者からの相談、苦情の処理及び紛争解決のあっせん業務を公正かつ中立的な立場から、迅速で透明度の高い処理を図ることにより、利用者の信頼を確保し、もって金融商品市場の健全な発展に資することを基本方針とする。

また、苦情相談業務及び紛争解決のあっせん業務における利用者の信頼感・納得感をより一層得られるよう、あっせん委員及び相談員に対する研修等の諸施策を講じている。

加えて、当センターの意義、役割の周知及び活動内容について、事業者及び顧客の認知度を向上させるための周知、啓発活動を行う。

５．当センターにおいて実施した紛争解決等業務の動向

⑴　あっせん、苦情処理、相談の状況

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における紛争解決等業務の処理件数は、紛争解決のあっせんが 467 件、苦情が 1,530 件、相談が 6,626 件であった。

（単位：件）

	あっせん	苦情	相談
平成 23 年度	467	1,530	6,626
平成 22 年度	309	1,190	7,017

※　当センターで受け付けたあっせん、苦情、相談の総合計。標記している数値の単位は件数。以下、特段の注記のない限りすべて件数。

なお、参考までに当センターが業務委託を受ける以前（平成 21 年度（平成 21 年４月１日～平成 22 年１月 31 日））において、５団体で処理した紛争解決等業務の件数は、あっせんが 183 件、苦情が 1,093 件、相談が 6,001 件であった。これら５団体で処理した事案件数に平成 22 年２月以降、当センターにおいて処理したあっせん、苦情、相談件数を単純に合算して得られた件数は以下のとおりである。

【 参考：平成 20 年度及び 21 年度の５団体合計の件数 】

	あっせん	苦情	相談
平成 21 年度 （FINMAC 受付分を含む）	221	1,291	7,660
平成 20 年度	294	1,331	9,059

（注１）　平成 20 年度、21 年度については、５団体（日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会）で取り扱ったそれぞれの事案件数を単純合計したもの（社団法人日本商品投資販売業協会は、平成 23 年２月末で解散している。）。

（注２）　平成 21 年度分については、平成 21 年４月から平成 22 年１月までの間に５団体で受け付けた分と、平成 22 年２月から３月まで当センターで受け付けた分を合算している。

⑵　事業者主体別内訳

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における事業主体者別の処理件数は、以下のとおりである。

	あっせん		苦情		相談	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
協定事業者	459	269	1,503	1,139	4,887	4,679
特定事業者	8	40	18	50	77	28
そ　の　他	0	0	9	1	1,662	2,310
合　　計	467	309	1,530	1,190	6,626	7,017

（注）　協定事業者 … ５団体の構成員
　　特定事業者 … 当センターに個別利用登録した第２種金融商品取引業者等

⑶　協定事業者（５団体の構成員）別内訳

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における協定事業者（５団体の構成員）別の処理件数は、以下のとおりであり、あっせん、苦情、相談いずれについても日本証券業協会の協会員に関するものが多い。また、金融先物取引業協会の会員に関するあっせん、苦情も増加しており、主に通貨オプション取引に関連するものであった。

	あっせん		苦情		相談	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
日本証券業協会	308	239	1,205	1,001	4,358	4,098
金融先物取引業協会	149	25	264	121	427	497
日本証券投資顧問業協会	2	5	28	16	83	51
投資信託協会	0	0	5	1	17	33
第二種金融商品取引業協会	0		1		2	
合　計	459	269	1,503	1,139	4,887	4,679

（注１）一般社団法人第二種金融商品取引業協会については、平成 23 年６月 30 日付けで金商法第 78 条第１項に規定する認定金融商品取引業協会としての認定を受けたことに伴い、同日付で紛争解決等業務を当センターに業務委託している。

（注２）特定事業者の平成 23 年度における処理件数は、あっせん８件、苦情 18 件、相談 77 件である。

⑷　業態種別内訳

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における業態種別毎の処理件数は、以下のとおりであり、第１種金融商品取引業に関するものが多く、登録金融機関業務に関するものも増加しており、主に通貨オプション取引に関連するものであった。

	あっせん		苦情		相談	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
第１種金融商品取引業務	246	176	1,135	946	4,199	4,188
第２種金融商品取引業務	7	40	20	50	88	337
投資運用業務	2	3	18	8	39	57
投資助言・代理業務	0	2	14	10	73	58
登録金融機関業務	212	88	335	176	593	424
その他の業務			8		1,634	1,953
合計	467	309	1,530	1,190	6,626	7,017

⑸ 商品・サービス別内訳

	あっせん		苦情		相談	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
株式	55	66	366	378	2,334	2,979
債券	117	48	345	211	1,248	833
投資信託	94	122	397	353	1,442	1,230
デリバティブ	191	30	335	168	597	762
有価証券関連	8	2	30	35	103	2
金融先物等	149	25	263	122	458	101
ＣＦＤ	1	0	4	10	23	2
その他	33	3	38	1	13	0
第２種業取扱商品	8	40	20	50	94	362
投資運用	2	2	13	6	20	13
投資助言	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	54	24	891	838
合計	467	309	1,530	1,190	6,626	7,017

（注）１．デリバティブ（金融先物等）には、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）などを含む。

２．デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。

３．第２種業取扱商品には、信託受益権、集団的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

４．その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

６．あっせん･苦情・相談の状況

⑴　あっせんの状況

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における紛争解決のあっせん業務の処理件数は、新規申立件数が 467 件、終結件数が 423 件（うち和解 227 件）であった。

あっせん		平成 23 年度分	平成 22 年度分
新規申立件数		467	309
終 結 件 数		423	226
	和　解	227	123
	不　調	179	94
	取下げ	17	9
当年度末係属件数		163	119

【参考】５団体で取り扱ったあっせん件数

平成 21 年度 （FINMAC 受付分を含む）	平成 20 年度
221	294

※ 平成 20 年度、21 年度分については、５団体（日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年２月末で解散)）で取り扱ったあっせん事案件数を単純合計したものである（平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。）。

⑴－１　分類別申立件数

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言
23 年度	件 数	423	38	6	0	0
	（構成比）	91%	8.1%	1.3%	-%	-%
22 年度	件 数	247	49	4	1	2
	（構成比）	80%	16%	1.3%	0.3%	0.7%

		その他	合計
23 年度	件 数	0	467
	（構成比）	-%	100%
22 年度	件 数	6	309
	（構成比）	2.0%	100%

（注）　【勧誘】とは、説明義務違反、誤認勧誘、適合性違反等を顧客が主張する内容

【売買取引】とは、売買執行ミス、無断売買等を顧客が主張する内容
【事務処理】とは、入出金等の手続き事務等のミス、遅延等を顧客が主張する内容
【投資運用】とは、投資法人資産運用業務、投資信託委託業務等に関するもの
【投資助言】とは、投資判断に関して助言を行う業務等

⑴ －２　分類別内訳

①　勧誘のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
説明義務違反に関する紛争	254 件（54.4%）	166 件（53.7%）
適合性の原則違反に関する紛争	121 件（25.9%）	38 件（12.3%）
誤った情報に関する紛争	34 件（7.3%）	31 件（10.0%）

②　売買取引のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
無断売買に関する紛争	13 件（2.8%)	25 件（8.1%)
売買執行ミスに関する紛争	4 件（0.9%）	7 件（2.3%）
過当売買に関する紛争	3 件（0.6%）	1 件（0.3%）

③　事務処理のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
事務処理ミスに関する紛争	6 件（1.3%）	4 件（1.3%）

（注）　カッコ内の割合は、各年度におけるあっせん申立総件数に対する割合である。

⑴－３　商品・サービス別申立件数

		平成 23 年度		平成 22 年度	
		件　数	（構成比）	件　数	（構成比）
株　　式		55	12 %	66	21 %
債　　券		117	25 %	48	16 %
投　資　信　託		94	20 %	122	39 %
デリバティブ		191	41 %	30	10 %
	有価証券関連	8	（1.7%）	2	（0.6%）
	金融先物等	149	（32%）	25	（8.1%）
	Ｃ　Ｆ　Ｄ	1	（0.2%）	0	（ - %）
	そ　の　他	33	（7.1%）	3	（1.0%）
第２種業取扱商品		8	1.7 %	40	13 %
投　資　運　用		2	0.4%	2	0.6%
投　資　助　言		0	- %	0	- %

	平成 23 年度		平成 22 年度	
そ　の　他	0	- %	1	0.3%
合　　計	467	100%	309	100%

（注）１．デリバティブ（金融先物等）には、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）などを含む。
２．デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。
３．第２種業取扱商品には、信託受益権、集団的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

⑴－４　業態別申立件数

		証券会社	銀行等登録金融機関	FX 専業	その他	合　計
23 年度	件 数	251	212	1	3	467
	(構成比)	54%	45%	0.2%	0.6%	100%
22 年度	件 数	214	89	4	2	309
	(構成比)	69%	29%	1.3%	0.7%	100%

（注）その他　証券仲介業者、投資助言会社

⑴－５　個人・法人の別内訳

		個　人		法人
		男性	女性	
23 年度	件 数	136	126	205
	(構成比)	29%	27%	44%
22 年度	件 数	125	148	36
	(構成比)	40%	48%	12%

⑴－６　地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
23 年度	件数	22	15	207	50	18	110	13	11
	(構成比)	4.7%	3.2%	44%	11%	3.9%	24%	2.8%	2.4%
22 年度	件数	1	6	138	37	17	64	19	6
	(構成比)	0.3%	1.9%	45%	12%	5.5%	21%	6.1%	1.9%

		九州	海外	その他
23 年度	件数	21	0	0
	(構成比)	4.5%	-%	-%
22 年度	件数	21	0	0
	(構成比)	6.8%	-%	-%

⑵　苦情の状況

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）における苦情の処理件数は、新規申立件数が 1,530 件であった。

⑵－１　概況

	平成 23 年度分	平成 22 年度分
新規受付件数	1,530	1,190
終　結　件　数	1,518	1,113
当年末未済件数	140	128

【参考】５団体で受付けた苦情件数

平成 21 年度 （FINMAC 受付分を含む）	平成 20 年度
1,291	1,331

※ 平成 20 年度、21 年度分については、５団体（日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年２月末で解散)）で取り扱った苦情件数を単純合計したものである（平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。）。

⑵－２ 分類別申立件数

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言
23 年度	件 数	890	337	169	6	11
	（構成比）	58%	22%	11%	0.4%	0.7%
22 年度	件 数	564	314	160	0	10
	（構成比）	47%	26%	13%	- %	0.8%

		その他	合　計
23 年度	件 数	117	1,530
	（構成比）	7.6%	100%
22 年度	件 数	142	1,190
	（構成比）	12%	100%

⑵－３　分類別内訳

①　勧誘のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
勧誘時の説明義務に関する苦情	469 件（30.6%）	299 件（25.1%）
適合性に関する苦情	194 件（12.7%）	64 件（5.4%）
強引な勧誘に関する苦情	77 件（5.0%）	64 件（5.4%）

②　売買取引のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
売買一般に関する苦情	109 件（7.1%）	77 件（6.5%）
無断売買に関する苦情	74 件（4.8%）	85 件（7.1%）
扱者主導に関する苦情	52 件（3.4%）	43 件（3.6%）

③　事務処理のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
入出金に関する苦情	27 件（1.8%）	37 件（3.1%）
口座開設・移管に関する苦情	24 件（1.6%）	30 件（2.5%）
株式事務に関する苦情	23 件（1.5%）	17 件（1.4%）

④　投資助言のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
助言契約に関する苦情	6 件（0.4%）	6 件（0.5%）
助言内容に関する苦情	3 件（0.2%）	3 件（0.3%）
手数料に関する苦情	1 件（0.1%）	- 件（ - %）

⑤　その他のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
会社不満に関する苦情	104 件（6.8%）	119 件（10.0%）
詐欺・横領に関する苦情	5 件（0.3%）	8 件（0.7%）
商品性に関する苦情	1 件（0.1%）	3 件（0.3%）

（注）　カッコ内の割合は、各年度における苦情申立総件数に対する割合である。

⑵－４　商品・サービス別申立件数

	平成 23 年度		平成 22 年度	
	件　数	（構成比）	件　数	（構成比）
株　　式	366	24 %	378	32 %
債　　券	346	23 %	211	18 %

		平成 23 年度		平成 22 年度	
		件　数	（構成比）	件　数	（構成比）
投　資　信　託		397	26 %	353	30 %
デリバティブ		335	22 %	168	14 %
	有価証券関連	30	(2.0%)	35	(2.9%)
	金融先物等	263	(17%)	122	(10%)
	Ｃ　Ｆ　Ｄ	4	(0.3%)	10	(0.8%)
	そ　の　他	38	(2.5%)	1	(0.1%)
第２種業取扱商品		20	1.3%	50	4.2%
投　資　運　用		13	0.9%	6	0.5%
投　資　助　言		0	- %	0	- %
そ　の　他		54	3.5%	24	2.0%
合　計		1,530	100%	1,190	100%

（注）１．デリバティブ（金融先物等）には、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）、通貨オプションなどを含む。

２．デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。

３．第２種業取扱商品には、信託受益権、集団的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

４．その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

⑵－５　業態別申立件数

		証券会社	銀行等登録金融機関	FX 専業	その他	合　計
23 年度	件 数	1,119	336	40	35	1,530
	（構成比）	73%	22%	2.6%	2.3%	100%
22 年度	件 数	940	183	45	22	1,190
	（構成比）	79%	15%	3.8%	1.8%	100%

（注）その他のうち主なもの　投資助言会社

⑵－６　個人・法人の別内訳

		個　人		法人
		男性	女性	
23 年度	件 数	742	526	262
	（構成比）	49%	34%	17%
22 年度	件 数	625	514	51
	（構成比）	53%	43%	4.3%

⑵－７　地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
23 年度	件数	49	52	773	174	48	229	57	44
	(構成比)	3.2%	3.4%	51%	11%	3.1%	15%	3.7%	2.9%
22 年度	件数	18	33	641	141	38	140	62	36
	(構成比)	1.5%	2.8%	54%	12%	3.2%	12%	5.2%	3.0%

		九州	海外	その他
23 年度	件数	103	0	1
	(構成比)	6.7%	-%	0.1%
22 年度	件数	79	0	2
	(構成比)	6.6%	-%	0.2%

（注）その他には、携帯電話による苦情の申立て等、苦情申出者の所在地を特定できないものが含まれる。

⑶　相談の状況

平成 23 年度（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）に寄せられた相談件数は、6,626 件であった。

⑶－１　概況

	平成 23 年度分	平成 22 年度分
受付件数	6,626	7,017

【参考】５団体で受付けた相談件数

平成 21 年度 （FINMAC 受付分を含む）	平成 20 年度
7,660	9,059

※ 平成 20 年度、21 年度分については、５団体（日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、社団法人日本商品投資販売業協会(平成 23 年２月末で解散)）で取り扱った相談件数を単純合計したものである（平成 21 年度分については、FINMAC 受付分を含む。）。

⑶－２　分類別相談件数

		取引制度等	勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用
23 年度	件 数	1,700	1,485	932	457	13
	（構成比）	26%	22%	14%	6.9%	0.2%
22 年度	件 数	2,037	1,081	734	513	23
	（構成比）	29%	15%	11%	7.3%	0.3%

		投資助言	その他	合計
23 年度	件 数	44	1,995	6,626
	（構成比）	0.7%	30%	100%
22 年度	件 数	31	2,598	7,017
	（構成比）	0.4%	37%	100%

⑶－３　分類別相談内訳

①　取引制度等に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
センター業務に関する相談	486 件（7.3%）	565 件（8.1%）
取引制度に関する相談	359 件（5.4%）	416 件（6.0%）
商品性に関する相談	267 件（4.0%）	171 件（2.4%）

② 勧誘に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
説明義務に関する相談	710 件（10.7%）	505 件（7.2%）
強引な勧誘に関する相談	321 件（4.8%）	215 件（3.0%）
適合性に関する相談	210 件（3.2%）	187 件（2.6%）

③ 売買取引に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
売買に関する一般的な相談	310 件（4.7%）	227 件（3.2%）
扱者主導に関する相談	215 件（3.2%）	129 件（1.8%）
無断売買に関する相談	173 件（2.6%）	136 件（1.9%）

④ 事務処理に関する質問及び意見のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
口座開設・移管等に関する相談	152 件（2.3%）	152 件（2.2%）
入出金、入出庫に関する相談	93 件（1.4%）	129 件（1.8%）
手数料に関する相談	46 件（0.7%）	43 件（0.6%）

⑤ その他のうち主なもの

	平成 23 年度	平成 22 年度
未公開株式に関する相談	810 件（12.2%）	1,040 件（14.8%）
他業界に関する相談	484 件（7.3%）	674 件（9.6%）
金融商品取引業者に対する意見	473 件（7.1%）	532 件（7.5%）

（注） カッコ内の割合は、各年度における相談総件数に対する割合である。

⑶－４ 商品・サービス別相談件数

		平成 23 年度		平成 22 年度	
		件 数	（構成比）	件 数	（構成比）
株式		2,334	35%	2,979	42%
債券		1,248	19%	833	12%
投資信託		1,442	22%	1,230	18%
デリバティブ		597	9.0%	762	11%
	有価証券関連	103	（1.6%）	136	（1.9%）
	金融先物等	458	（6.9%）	527	（7.5%）
	ＣＦＤ	23	（0.3%）	86	（1.2%）
	その他	13	（0.2%）	13	（0.2%）

	平成 23 年度		平成 22 年度	
	件　数	（構成比）	件　数	（構成比）
第２種業取扱商品	94	1.4%	362	5.2%
投　資　運　用	20	0.2%	13	0.2%
投　資　助　言	0	- %	0	- %
そ　の　他	891	13%	838	12%
合　　計	6,626	100%	7,017	100%

（注）１．デリバティブ（金融先物等）には、金利・為替先物、外為証拠金取引（FX）、通貨オプションなどを含む。

２．デリバティブ（その他）には、金利・為替スワップ、天候デリバティブなどを含む。

３．第２種業取扱商品には、信託受益権、集団的投資スキーム持分、商品ファンド等を含む。

４．その他には、商品・サービス区分に関係ない事案（例：取引口座に関するもの、事務処理に関するもの、会社対応・担当者への不満等に関するものなど）が含まれる。

⑶－５　業態別相談件数

		証券会社	銀行等登録金融機関	FX 専業	証券仲介業者	その他	合　計
23 年度	件 数	4,032	677	202	3	1,712	6,626
	（構成比）	61%	10%	3.0%	0.0%	25.8%	100%
22 年度	件 数	4,197	476	277	5	2,062	7,017
	（構成比）	59.8%	6.8%	3.9%	0.1%	29.4%	100%

（注）23 年度のその他のうち、主なものとして、未公開株式（未登録業者）に関する相談 810 件、他業界の事業者に関する相談 484 件、金融商品取引業者に関する相談 474 件、上場会社に関する相談 53 社が含まれる。

⑶－６　個人・法人の別内訳

		個　人		法人
		男性	女性	
23 年度	件 数	3,631	2,522	473
	（構成比）	55%	38%	7.1%
22 年度	件 数	3,911	2,628	478
	（構成比）	56%	37%	6.8%

⑶－７　地区別内訳

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
23 年度	件数	182	147	2,794	646	116	1,181	233	140
	（構成比）	2.7%	2.2%	42%	9.7%	1.8%	18%	3.5%	2.1%
22 年度	件数	163	181	2,972	534	128	1,623	243	131
	（構成比）	2.3%	2.6%	42%	7.6%	1.8%	23%	3.5%	1.9%

		九州	海外	その他
23 年度	件数	440	0	747
	(構成比)	6.6%	-%	11%
22 年度	件数	337	0	706
	(構成比)	4.8%	-%	10%

(注) その他には、携帯電話による相談等、相談者の所在地を特定できないものが含まれる。

７．苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上に向けた対応等

当センターの苦情・紛争処理制度に対する利用者の信頼性向上のために、当センターは、次のとおり施策を実施した。

（１）苦情相談及び紛争解決業務の実施について

金融 ADR 制度の趣旨に則り、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間における相談業務、苦情解決支援業務及びあっせん業務を公正かつ中立的な立場で遂行した。

① 委託元団体である５団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会）の会員が行う金融商品取引に関する紛争の解決を一手に引き受けるとともに、特定事業者（第二種金融商品取引業者）に関する紛争についても、あらかじめ事業者からの利用登録を受けることにより、利用者からの信頼感、納得感が得られるよう、苦情、相談及び紛争解決業務を公正かつ中立な立場で遂行した。

② 利用者から信頼感、納得感を得られるあっせん手続を実施し、あっせん業務の品質の維持向上を図るため、平成 23 年９月より、全てのあっせん手続の利用者を対象にアンケート調査を開始した。

③ あっせん委員の選任過程に係る透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を開催し、あっせん委員候補者の推薦等について審議を行った（平成 23 年５月 23 日、同 24 年２月 29 日）。

④ 平成 23 年夏以降、通貨オプション取引に係るあっせん申立てが急増したことを受け、他の事業者・顧客への影響を避けつつ適切に対応するとともに、全国銀行協会における事業者負担との均衡を図る観点から、当面の措置として、通貨オプション取引に係るあっせん手続に関して、事業者のあっせん利用時の利用負担金の特例を定めるため、平成 23 年 12 月 26 日「通貨オプションに係る協定事業者のあっせん利用負担金の特例に関する規則」を制定した（同 24 年１月 10 日施行）。

（２）あっせん委員及び相談員に対する研修等の実施について

苦情相談業務及び紛争解決のあっせん業務において利用者の信頼感、納得感をより一層得られるよう、以下のとおり、あっせん委員及び相談員に対する研修等の諸施策を講じた。

① あっせん業務の資質向上及び意見交換等を目的に、東京及び大阪において「あっせん委員との懇談会」を開催した（平成 23 年６月 17 日、９月５日：東京会場、９月 16 日：大阪会場）

② 平成 23 年７月５日、苦情相談業務及び紛争解決業務における相談員の資質の向上を図るため、当センター翁理事を講師に招き、「家計の金融商品選択と金融 ADR の役割」とのテーマで研修を開催した。

③　相談員間の情報共有及び業務知識の向上並びに業務改善を図るため、毎月一回グループ別研修及び全体研修を実施した。

（３）紛争解決業務等の情報開示について

金融商品にかかるトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の構築・向上に資する観点から、以下のとおり、苦情処理、あっせん状況等について適切に情報提供を行うとともに、各種研修等へ職員を講師として派遣した。

①　委託元団体である５団体に対し、各団体ごとの苦情・相談・あっせん状況等の各種統計データについて適宜情報提供を行った。

②　協定事業者等のコンプライアンス態勢の構築・向上に資することを目的に、当センターのホームページ上に苦情・相談・あっせん状況等の各種統計資料を適宜情報開示するとともに、協定事業者等の役職員へ社内研修資料の一環として、顧客とのトラブルの未然防止・再発防止の参考となる事例を取りまとめた「あっせん事例集」や「あっせん事案総括表」を定期的に公表した。

③　事業者の内部管理態勢の強化、適性な営業活動の遂行に資することを目的として、日本証券業協会自主規制規則に規定される研修（内部管理統括責任者研修、内部管理責任者研修等）に当センター職員を講師として派遣（計８回）するとともに、主に日本証券業協会の協会員からの要請に基づき、個社ごとの社内研修並びに各地方財務局又は消費者センター等の職員研修に対し、職員を講師として派遣した（計 10 回）。

④　主に特定事業者を対象に、顧客とのトラブルの未然防止及び苦情処理態勢の充実・向上に資することを目的に、各種統計資料及び業務規程の改正等に関する情報をメール配信により適時適切に公開するための情報配信ツール「事業者通知システム」を開発した（平成 24 年度以降、順次機能拡充予定）。

（４）委託元団体及び他の金融 ADR 機関との緊密な連携について

委託元団体である５団体と定期的に情報交換を行うとともに、他の金融 ADR 機関（全国銀行協会、損害保険協会、生命保険協会等）との間においても適宜情報交換を行い、当センターの事業運営の向上に努めた。

（５）普及啓発・周知活動等について

当センターの意義、役割及び活動内容について、事業者及び顧客に周知を図り、理解の浸透に努めた。

①　機関誌「FINMAC」（会報）を定期的に発行し、当センターの活動内容、あっせん委員の声や相談員の奮闘記などについて利用者や関係者等に対し、情報提供を行った。

②　平成 24 年２月 22 日及び 23 日、大手新聞各紙に広告を掲載し、利用者に対し、広く周知活動を行った（２月 22 日：日本経済新聞及び読売新聞、23 日：朝日新聞）。

③　顧客である利用者が金融 ADR 制度について理解を深めるツールとして、事業者の窓口等で配布可能な顧客向けリーフレットを作成し、事業者に配布した。

④　平成 24 年 2 月 16 日、財団法人資本市場研究会主催の講演会において、当センターの柗川理事・センター長が「金融 ADR の現状と今後の役割」とのテーマで、当センターの取組みや役割について講演を行った。

第３章　総会・理事会・委員会等に関する報告

１．総　会

平成 23 年６月 27 日、定時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO 法）による）を開催、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第１号議案　平成 22 年度 事業報告及び収支決算（案）の件
第２号議案　平成 23 年度 事業計画及び収支予算（案）の件
第３号議案　役員の選任の件
第４号議案　その他報告事項について
(1)　「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について
(2)　あっせん委員の選任について

２．理 事 会

当事業年度中、理事会を６回（第 11 回～第 16 回、持ち回りを含む）開催し、平成 22 年度事業報告及び収支決算、平成 23 年度事業計画及び収支予算、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程等の一部改正、運営審議委員会に関する規則の一部改正、あっせん委員及び運営審議委員会委員の委嘱、通貨オプション関係のあっせん申立て事案に関するあっせん利用負担の特例、あっせん委員定数の見直し、あっせん委員の再任のあり方、あっせん委員に対する報酬体系の見直し、平成 24 年度事業計画、平成 24 年度事業会計収支予算、平成 23 年度事業会計収支決算見込みなど当センターの業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、理事会の開催状況は次のとおりである。

・ 第 11 回理事会（持ち回り）　平成 23 年４月４日開催
○　運営審議委員会委員の選任について

・ 第 12 回理事会　平成 23 年６月 20 日開催
第１号議案　平成 22 年度事業報告及び収支決算（案）について
第２号議案　平成 23 年度事業計画及び収支予算（案）について
第３号議案　「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正(案)について
第４号議案　あっせん委員の委嘱について
第５号議案　運営審議委員会委員の委嘱について
第６号議案　通常総会の開催について
第７号議案　会員の入会について
第８号議案　その他

・ 第 13 回理事会　平成 23 年８月３日開催
第１号議案　「運営審議委員会に関する規則」の一部改正（案）について
第２号議案　運営審議委員会委員の選任について
第３号議案　正会員の入会について

第４号議案　その他

・ 第 14 回理事会　平成 23 年 12 月８日開催
第１号議案　平成 23 年度上半期における紛争解決等業務の状況について
第２号議案　その他

・ 第 15 回理事会　平成 24 年２月 17 日開催
第１号議案　あっせん申立件数の急激な増加に伴うあっせん委員定数の見直しについて
第２号議案　平成 24 年度収支予算（案）等について
第３号議案　運営審議委員会委員の選任について
第４号議案　その他

・ 第 16 回理事会　平成 24 年３月 27 日開催
第１号議案　あっせん委員の再任のあり方について
第２号議案　あっせん委員に対する報酬体系の見直しについて
第３号議案　「平成 23 年度事業会計収支決算見込み」について
第４号議案　「平成 24 年度事業会計収支予算（案)」について
第５号議案　「平成 24 年度事業計画（案)」について
第６号議案　運営審議委員会委員の選任について
第７号議案　その他

３．運営審議委員会

当事業年度中、運営審議委員会を４回（第 10 回～第 13 回）開催し、平成 22 年度事業報告及び収支予算、平成 23 年度事業計画及び収支予算、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の一部改正、あっせん委員の委嘱、通貨オプション関係のあっせん申立て事案に関するあっせん利用負担の特例、あっせん委員定数の見直し、平成 24 年度収支予算案、あっせん委員に対する報酬体系の見直しなど当センターの紛争等解決事業等の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、運営審議委員会の開催状況は次のとおりである。

・ 第 10 回運営審議委員会　平成 23 年６月 10 日開催
(1) 平成 22 年度　事業報告及び収支予算（案）について
(2) 平成 23 年度　事業計画及び収支予算（案）について
(3)「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正（案）について
(4) あっせん委員の委嘱について
(5) その他

・ 第 11 回運営審議委員会　平成 23 年 11 月 18 日開催
(1) 平成 23 年度上半期における紛争解決等業務の状況について
(2) その他

・ 第 12 回運営審議委員会　平成 24 年２月３日開催
（1）あっせん申立件数の急激な増加に伴うあっせん委員定数の見直しについて
（2）平成 24 年度収支予算（案）等について

・ 第 13 回運営審議委員会　平成 24 年３月 26 日開催
（1）あっせん委員の再任のあり方について
（2）あっせん委員に対する報酬体系の見直しについて
（3）平成 24 年度予算案等について

４．あっせん委員候補者推薦委員会

当事業年度中、理事長の諮問機関である、あっせん委員候補者推薦委員会を２回開催し、あっせん委員候補者の推薦、あっせん委員の再任のあり方、あっせん委員の報酬体系の見直しなどについて審議した。

なお、あっせん委員候補者推薦委員会の開催状況は次のとおりである。

・ 第 1 回あっせん委員候補者推薦委員会　平成 23 年５月 23 日開催
（1）あっせん委員候補者の推薦について
（2）その他

・ 第 2 回あっせん委員候補者推薦委員会　平成 24 年２月 29 日開催
（1）あっせん委員候補者の推薦について
（2）その他

平成 23 年度　財 務 報 告

１．平成 23 年度会計財産目録

平成 23 年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成 24 年3月 31 日現在

科　　目	金　　額		（単位：円）
Ⅰ 資産の部			
１．流動資産			
現　金（現金手許有高）	328,800		
預　金	58,560,905		
みずほｺｰﾎﾟﾚｰﾄ銀行 兜町証券営業部１	41,212,446		
みずほｺｰﾎﾟﾚｰﾄ銀行 兜町証券営業部２	13,657,200		
ゆうちょ銀行	3,566,094		
みずほ銀行　大阪中央支店	125,165		
流 動 資 産 合 計		58,889,705	
２．固定資産			
敷金（差入保証金）	25,587,900		
退職給付引当資産	6,526,000		
みずほｺｰﾎﾟﾚｰﾄ銀行 退職給付引当金	6,526,000		
什器備品	20,388,948		
（事務所内装工事費用）	10,489,944		
（電話用ﾍｯﾄﾞｾｯﾄ）	173,214		
（事務机・ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ）	2,716,857		
（通話録音装置５台）	97,831		
（シュレッダー２台）	214,200		
（ﾎﾞｲｽﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ）	1,549,190		
（ＨＰ用ＰＣ）	390,469		
（ソフトウェア）	4,757,243		
固 定 資 産 合 計		52,502,848	
資 産 合 計			111,392,553
Ⅱ 負債の部			
１．流動負債			
預り金	5,588,426		
流 動 負 債 合 計		5,588,426	
２．固定負債			
退職給付引当金	6,526,000		
固 定 負 債 合 計		6,526,000	
負 債 合 計			12,114,426
Ⅲ 正味財産の部			
正 味 財 産			99,278,127

※ この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

２．平成 23 年度貸借対照表

平成 23 年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

平成 24 年 3 月 31 日現在

科　　目	金　　額		（単位：円）
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現　　金	328,800		
預　　金	58,560,905		
流動資産合計		58,889,705	
２．固定資産			
什器備品	20,388,948		
敷金(差入保証金)	25,587,900		
退職給付引当預金	6,526,000		
固定資産合計		52,502,848	
資産の部合計			111,392,553
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
預　り　金	5,588,426		
流動負債合計		5,588,426	
２．固定負債			
退職給付引当金	6,526,000		
固定負債合計		6,526,000	
負債の部合計			12,114,426
Ⅲ　正味財産の部			
前期正味財産額		98,209,415	
当期正味財産増加額		1,068,712	
正味財産の部合計額			99,278,127
負債及び正味財産合計			111,392,553

※　この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

３．平成 23 年度収支計算書

平成 23 年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

平成 23 年4月1日から平成 24 年3月 31 日

科　　目	金　　額		（単位：円）
Ⅰ　経常収入の部			
１．会費収入			
正会員会費	96,000		
賛助会員会費	500,000	596,000	
２．助成金収入			
資本市場振興財団助成金		110,000,000	
３．苦情相談・あっせん事業収入			
諸団体負担金	64,318,000		
第２種金融商品取引業者負担金	104,300,000		
あっせん申立金	12,142,000		
あっせん利用負担金	23,220,000	203,980,000	
経常収入合計			314,576,000
Ⅱ　経常支出の部			
１．事業費			
相談、苦情解決及びあっせん事業	247,793,150		
情報提供及び広報事業	23,873,033	271,666,183	
２．管理費			
事務局運営費	7,551,374		
賃借料	42,417,648		
諸謝金	960,000	50,929,022	
経常支出合計			322,595,205
経常収支差額			－8,019,205
Ⅲ　その他資金収入の部			
１．受取利息	461		
２．雑 収 入	7,600		
その他資金収入合計		8,061	8,061
Ⅳ　その他資金支出の部			
１．予備費	0		
その他資金支出合計		0	0
当期収支差額			－8,011,144
前期繰越収支差額			61,312,423
次期繰越収支差額			53,301,279

※ この帳票の作成にあたっては、「経理規程事務処理細則」第 12 条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

（別紙）諸団体負担金

（別紙）

（単位：円）

団　体　名	基本分担金	個別分担金	実績分担金		分担金合計
			分担率	分担金額	
日本証券業協会	600,000	0	93.9%	51,953,000	52,553,000
投資信託協会	600,000	840,000	0.6%	332,000	1,772,000
日本証券投資顧問業協会	600,000	4,615,000	1.2%	664,000	5,879,000
金融先物取引業協会	600,000	535,000	4.3%	2,379,000	3,514,000
第二種金融商品取引業協会	600,000	—	—	—	600,000
計	3,000,000	5,990,000	100%	55,328,000	64,318,000

平成 23 年度　役員・運営審議委員・ワーキング委員等

１．役　　員

平成 24 年３月 31 日 現在（50 音順・敬称略）

理事長	日　野　正　晴	弁護士
理　事	青　山　善　充	明治大学法科大学院 特任教授
理　事	大久保　良　夫	日本証券業協会　副会長・専務理事
理　事	翁　　百　合	株式会社日本総合研究所理事
理　事	川　上　達　彦	元日本証券業協会自主規制会議議長
理　事	柗　川　忠　晴	当センター　常勤
監　事	吉　岡　一　憲	日本証券業協会常任監事

２．特 別 顧 問

平成 24 年３月 31 日 現在（敬称略）

特別顧問	岡　田　良　雄	弁護士（元 大阪高等裁判所長官）

３．運営審議委員会

平成 24 年３月 31 日 現在（50 音順・敬称略）

委員長	池尾和人	（慶応義塾大学　経済学部教授）
副委員長	弥永真生	（筑波大学大学院　ビジネス科学研究科教授）
委　員	阿比留　修	（大和証券株式会社　代表取締役専務取締役）
〃	乾　文男	（社団法人　投資信託協会　副会長）
〃	小野寺隆実	（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　常務執行役員）
〃	小林一彦	（水戸証券株式会社　代表取締役社長）
〃	後藤敬三	（社団法人　金融先物取引業協会　専務理事）
〃	高橋伸子	（生活経済ジャーナリスト）
〃	田中　浩	（野村証券株式会社　代表執行役　専務）
〃	中井省吾	（三井不動産投資顧問株式会社　代表取締役社長）
〃	中山恒博	（メリルリンチ日本証券株式会社　代表取締役会長）
〃	長尾和彦	（社団法人　日本証券投資顧問業協会　副会長）
〃	本間通義	（弁護士）
〃	増井喜一郎	（日本証券業協会　副会長）
〃	松本　大	（マネックス証券株式会社　代表取締役社長）
〃	若松宗継	（一般社団法人　第二種金融商品取引業協会　専務理事）

（注）　小野寺委員（株式会社三菱東京 UFJ 銀行）は、平成 24 年３月 31 日付で任期満了により退任。

「社団法人 金融先物取引業協会」は、平成 24 年４月１日付で「一般社団法人 金融先物取引業協会」へ法人格を移行している。

４．あっせん委員候補者推薦委員会

平成 24 年３月 31 日 現在（50 音順・敬称略）

委員長	岡田良雄	（弁護士・元 大阪高等裁判所長官）
委員	大泉隆史	（弁護士・社団法人 投資信託協会 理事）
委員	金子 晃	（弁護士・慶応義塾大学名誉教授）

５．あっせん委員名簿

平成 24 年３月 31 日 現在（地区別 50 音順・敬称略）

○　北海道地区（２名）	田　中　燈　一
	矢　吹　徹　雄
○　東北地区（２名）	真　田　昌　行
	中　村　　健
○　東京地区（14 名）	池　田　秀　雄
	池　永　朝　昭
	稲　葉　威　雄
	大　谷　禎　男
	児　島　幸　良
	柴　谷　　晃
	滝　本　豊　水
	羽　尾　芳　樹
	萩　尾　保　繁
	増　田　英　次
	松　井　秀　樹
	松　野　絵里子
	山　口　健　一
	山　本　　正
○　名古屋地区（４名）	川　上　敦　子
	佐　脇　敦　子
	鈴　木　雅　雄
	初鹿野　　正
○　北陸地区（２名）	戸　水　武　史
	堀　口　康　純
○　大阪地区（６名）	岸　本　達　司
	塩　野　隆　史
	瀧　　賢太郎
	中　祖　博　司
	中　田　昭　孝
	松　山　恒　昭

○　中国地区（２名）	末　国　陽　夫
	福　永　　宏
○　四国地区（２名）	大　平　　昇
	関　谷　利　裕
○　九州地区（２名）	林　　正　孝
	和　智　公　一

（　36名　）